

アメリカ合衆国における電子遺言制度の動向

令和6年10月29日

横浜国立大学理事・名誉教授 常岡史子

1. アメリカの相続制度の概要

(1) 検認（遺産管理）手続（probate）の必要性

・ イングランドの制度を承継。遺産を裁判所の監督のもとに管理する。

信用の置けない遺言執行者や相続人らから、被相続人の債権者や相続による受益者 (beneficiary) を守るという発想。

・ 2024年の調査では、アメリカでは約64%の国民が遺言を作成することは重要だと考えているが、実際に作成しているのは国民の32%であり、2023年から6%減少していることが報告されている。エステイト・プランニングをしていない者の約40%が、資産がないことを理由として挙げている (<https://www.caring.com/caregivers/estate-planning/wills-survey/>)。

(2) 検認（遺産管理）手続（probate）の概要

・ アメリカにおいて、検認 (probate) は、裁判所で遺言を形式的に確認する手続のみを指すものではない。検認裁判所 (probate court) は、検認手続の申立人の主張・立証に基づく遺言の有効性の確認とともに、遺産管理の開始から終了に至るまで、遺産に属する財産の収集、債権者らからの請求の清算、遺産の決算や分配等、被相続人の遺産管理の全過程を管轄する。

・ 検認財産の分配は、人格代表者 (personal representative. 遺言がある場合における遺言執行者 (executor) 又は、遺言執行者の指名がないか職務を果たすことができない場合若しくは無遺言相続の場合における遺産管理人 (administrator)) の指名を伴う遺言の検認や、無遺言であることの実事認定を含む裁判所での法的手続を必要とする。

・ 遺言が補助裁判官 (registrar) による検認命令又は裁判所による検認裁判によって有効であると宣言されることによって、遺言執行者の指名や遺産中の財産の移転が可能となる (UPC § 3-102)。

・ 人格代表者は、通常は優先順位を付された者たちの法定のリストから選ばれる。UPCでは、遺言で指名された者、受遺者である生存配偶者、その他の受遺者、生存配偶者、そ

の他の相続人、被相続人の死亡後 45 日後であれば債権者もという順番となっている (UPC § 3-203)。

・なお、無遺言相続の場合に、遺産の額が少額であるときは (UPC では遺産の価額が 25,000 ドルを超えないことと規定する。UPC § 3-1201(a))、相続人は検認手続を回避し、人格代表者の選任なしに遺産を承継することができる。

(3) 検認財産 (probate property) と非検認財産 (nonprobate property)

・被相続人の遺産は、**検認財産**と**非検認財産**に分けられる。検認財産は、被相続人の遺言又は無遺言相続によって検認手続を通して相続受益者に移転する財産、非検認財産は、遺言や無遺言相続以外の方法で裁判所の検認手続外で移転する財産を指す。

〈非検認の財産移転方法の例〉

合有財産権 (joint tenancy) による不動産 (real property) ・動産 (personal property) の共同所有、生命保険の利用、死亡時払い若しくは移転条項付きの契約 (contract with payable- or transfer- on- death provisions (POD, TOD))、信託 (遺言信託に付された財産は検認手続を通じて移転されるが、被相続人の生存中に生前信託 (inter vivo trust) された財産は検認手続に服さない。そのため、遺言信託よりも生前信託が好まれる。)

・アメリカでは、遺言や無遺言相続制度のもとでの検認手続によるよりも、非検認の方法による遺産の承継が一般的となっている。その理由として、非検認譲渡の方法は正式の遺言よりも簡便であること、遺言は法定の要式を欠くと無効となり、遺言者の意思が反映されなくなる恐れがあることが挙げられる。

・検認費用の高額さも指摘されている。検認裁判所の手数料、人格代表者の報酬、弁護士費用、鑑定人の費用等が含まれる。人格代表者の報酬は州法で定めている場合もあるが、裁判所が諸事情を考慮して決定するとしている場合も多い (UPC § 3-719)。

2. アメリカの遺言制度と検認手続

(1) 遺言の検認手続

(i) 検認の趣旨

・遺言の検認手続を請求する者は、遺言の有効性を証明する責任を負う。ただし、これは多くの場合、遺言が作成方式に関する要件を満たしていることを示すことで足りる。

これに対し、例えば、遺言者が遺言作成に当たり不当威圧 (undue influence) を受けていたとして検認に異議を申し立てる者は、不当威圧の推定を生じさせる事実 (威圧者と遺言者の間の信頼関係の存在と、それに加えて一定の疑わしい事情 (例：威圧者が遺言をさせたこと、そのような信頼関係にある者が遺産の大部分を取得する内容であること、被相続人の知的能力が弱っていたこと等)) を証明しなければならず、立証責任が転換される。そこでの証明において、証人の証言等が用いられる。

(ii) 正式検認(formal probate)と略式検認(informal probate) (UPC)

・UPC は、検認手続として正式検認と略式検認を認める。どちらの手続によるかは、原則として遺言執行状又は遺産管理状の発行を請求する者が選択することができる。申し立てには、期間制限がある (被相続人の死亡から 3 年以内。UPC § 3-108)。

・正式の遺言検認手続は、被相続人が有効な遺言を残したかどうかを判断するための訴訟手続である。この手続は、利害関係人が申立てをすることによって開始し、諸関係人への通知と審問の後に裁判所が遺言検認命令を下す (UPC § 3-401)。

・略式検認は、典型的には、遺言執行者や遺産管理人が信頼できる家族の一員であり、受益者も家族である場合によく機能する。すなわち、このような場合、遺言や遺産の管理について異論がなければ、時間や費用をかけて正式検認をする必要はない。

UPC によれば、略式検認の申立てが遺言の検認を目的とする場合、申立人は申立書に遺言書の現物を添付し、裁判所において、その最善の認識をもって (to the best of his knowledge)、遺言が有効に作成されたと宣誓することでよく、証人による証言等は要求されない。また、署名その他遺言作成の要件に合致していることを示す認証条項 (attestation clause) 付きの遺言の場合は、さらなる証明を要せずに補助裁判官によって検認される (UPC § 3-303)。選任された人格代表者は、指名後 30 日以内に、遺言によって明らかに相続から排除されている相続人を含め、すべての利害関係人に通知する義務を負う (UPC § 3-705)。

(2) 遺言の方式 (UPC)

・UPC は遺言の方式として、証人遺言(witnessed will)、公証遺言(notarized will)、自筆遺言(holographic will) (UPC § 2-502)、及び自己証明遺言(self-proved will) (UPC § 2-504) を認める。

(i) 証人遺言と公証遺言

・証人遺言と公証遺言の要件は、①書面の作成、②遺言者又は他者がする遺言者の姓名

の署名、及び③証人による証明 (witness) 又は公証人による認証(acknowledgement before a notary public)である。①の書面の要件は、紙に記載されているものに限らず、合理的な範囲で恒久的な記録 (reasonably permanent record) であればよい。

②の署名について、他者が遺言者の代わりに署名する場合は、遺言者が意識を持ってそこに立ち会い (conscious presence)、遺言者の指示によって署名することを要する。conscious presence は、視覚に限らず遺言者の五感の範囲内で何が行われているかを覚知できることでよく、他者が署名する行為自体を直接見ることもまでは必要ないとされている。

③の証人又は公証人の立会いは、④ 2人以上の証人が各自、②の署名又は遺言者によるその署名の承認 (acknowledgment) 若しくは遺言書の承認に立ち会った後、合理的な時間内に遺言書に署名する方法 (証人遺言) か、又は、⑤遺言者が、公証人等認証の法的権限を有する者の前で遺言書を承認する方法 (公証遺言) による。

・UPC は、証人が利害関係を有さないことを要件としていない (UPC § 2-505)。利害関係のある当事者によって証言された遺言であっても有効であり、利害関係のある証人は、たとえ前の遺言や無遺言相続によって得たであろうものより多額の遺贈がなされたとしても、それを得る権利を失わない。

利害関係のない証人を要件とすることは、遺言に対する詐欺や不当威圧を回避するのに役立つわけではなく、むしろ、不当威圧の事案では威圧者は証人として署名せず、利害関係のない証人を斡旋するように行動するであろうというのがその理由である。ただし、この点は州によって異なり、例えばカリフォルニア州法は、遺言の証人への遺贈は、当該遺贈が強迫、威嚇 (menace)、詐欺、又は不当威圧によって行われたと推定されるとする。

(ii) 証人遺言と自己証明遺言

・証人遺言は、自己証明遺言の方式で行うこともできる (UPC § 2-504)。

・遺言書の作成、証言、遺言者によるそれらの承認及び証人の宣誓供述書による認証を、公証人等宣誓を掌る権限を有する役人の前で同時に行い、公的捺印 (official seal) のある役人の証明書によって証拠立てるという方法である。これによって、証人が死亡等のため証言できない場合でも、適正な遺言作成のための要件が満たされていることを示す自己証明宣誓供述書があることにより、遺言の検認手続を行うことができる (UPC § 3-406)。

(iii) 自筆遺言

・自筆遺言は、①遺言者の署名、及び②遺言書の本質的な部分 (material portions of the document) が遺言者の手書きで書かれていることを要件とする。「本質的な部分」のみが遺言者の自筆であることを要件とするため、文書の一部がタイプや印刷されたものであ

っても有効な自筆遺言となりうる。

さらに、文書中遺言者の手書きではない部分も含め、外部証拠 (extrinsic evidence) (遺言書等の文書自体には含まれていない外部的な証拠。文書の内容にないことを証明し又は文書中の文言の意味を説明し若しくは改変しようとする証拠) によって、当該文書が遺言者の遺言であるという遺言者の意思を立証することができる (UPC § 2-502)。

・アメリカでは自筆遺言を遺言の方式として認めていない州もある。遺言の方式として認める場合も、署名とともに全文及び日付が自筆であることを要件とする州 (オクラホマ、ルイジアナ等) や、武力紛争中の任務に就いている軍隊の所属者若しくは海上にいる船員にのみ自筆遺言を認める州 (ニューヨーク等) などがある。

(3) 治癒の法理 (curative doctrines)

・裁判所は、遺言作成の方式について不備がある場合であっても、必ずしも遺言を無効とせずあるいは不備を修正して、被相続人の真の意思を表す遺言書の検認が否定されることを回避している。その法理として、**実質的遵守の法理** (substantial compliance doctrine) と**無害の手続的瑕疵の法理** (harmless error rule) がある。

・実質的遵守の法理は、方式に欠陥のある不完全な遺言をすべて無効とするのではなく、もしその欠陥がなければ法律上の方式要件の目的を満たすといえる場合、裁判所が当該遺言を法律上の方式と一致したものと捉えることができるとするものである。

・無害の手続的瑕疵の法理は、**法律適用免除権限** (dispensing power) とも言われる。裁判所は、被相続人が当該書面をその遺言として意図していたという明白かつ確信的な証拠 (clear and convincing evidence) がある場合には、制定法の方式との不一致を問題にしなくてよいとするものである (UPC § 2-503, Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers § 3.3 (1999))。これによって、検認のために遺言書を提出された裁判所は、法律の定める遺言の方式との不一致を問題にせず、遺言書を有効として検認手続を行うことが可能となる。

(4) 遺言の撤回と復活 (UPC)

・遺言者は、遺言を修正し又は撤回することができる。各州は、遺言の要式を備えた新たな遺言又は遺言書の破棄、抹消、焼却等の物理的行為による遺言の撤回を認める法律を置く。

・UPC は、遺言者は、①前の遺言若しくはその一部を明示的に若しくは抵触

(inconsistency) によって撤回する遺言の作成、又は②遺言者が遺言若しくはその一部を撤回する意思と目的をもって遺言に対してする撤回行為、若しくは他者が遺言者の意識の立会い (conscious presence) のもとで遺言者の指示によりするそのような行為によって、遺言の一部又は全部を撤回することができるとする (UPC § 2-507)。

・ 前の遺言を完全に撤回した後の遺言が、その後の撤回行為によって撤回された場合、前の遺言は原則として復活しない。ただし、後の遺言の撤回の状況又は遺言者による同時若しくは後の表明により、遺言者が前の遺言を有効にすることを意図していたことが明らかである場合は、前の遺言は復活する (UPC § 2-509)。前の遺言を有効な遺言とするという遺言者の意思を立証する説得責任 (burden of persuasion, わが国の客観的証明責任に対応する) は、検認裁判所への遺言の提出者に課される。

・ 前の遺言を一部撤回した後の遺言が、その後の撤回行為によって撤回された場合は、前の遺言中の撤回された部分は復活する。ただし、後の遺言の撤回の状況又は遺言者による同時若しくは後の表明により、遺言者が撤回された部分を有効にすることを意図していなかったことが明らかである場合はこの限りでない (§ 2-509)。ここでは、前の遺言の撤回された部分が復活しなかったと主張する当事者が説得責任 (burden of persuasion) を負う。

・ 前の遺言の全部又は一部を撤回した後の遺言が、その後、さらに他の遺言によって撤回された場合、前の遺言の全部又は一部は、原則として復活しない。撤回された前の遺言又はその一部は、遺言者が前の遺言を有効にすることを意図していたことがその後の他の遺言の語句から認定される範囲で復活する (§ 2-509)。

3 電子遺言の法制化

(1) 統一電子遺言法 (Uniform Electronic Wills Act)

(i) 概要

・ 2019年7月にULCが統一電子遺言法 (UEWA) を採択。現在13州で採択 (うち9州で施行済み)。

・ 無害の手続的瑕疵法理 (harmless error rule) や法律適用免除権限 (dispensing power) を用いた救済措置による電子遺言の認容に留まらず、制度の一つとして電子遺言という方式を法律によって正面から規定すべき時期に来ているとの考えに基づく。

〈諸州の裁判例〉

電子機器を使用して作成・署名された遺言書 (Taylor v. Holt, 134 S.W.3d 830 (Tenn. 2003)).

タブレットや携帯電話中に作成された遺言書 (In re Estate of Javier Castro, Case No. 2013ES00140, Court of Common Pleas Probate Division, Lorain County, Ohio (June 19, 2013); In re Estate of Horton, 925 N.W. 2d 207 (Mich. 2018))

・従来の書面による遺言の方式に加え、デジタル方式で作成された遺言（電子遺言）にも正式の遺言として法的効力を認め、裁判所の検認手続を可能とする。

そこでは、①紙等の有形物の上に作成された遺言と同様の保護策 (safeguard) を電子方式で作成された遺言にも確保する、②電子方式で作成された遺言の有効性に疑義を生じさせないよう、遺言作成上の要件を明確に規定する、③各州法で電子遺言を導入するにあたり特定のビジネス・モデルに偏ることのないよう配慮することが方針とされた。

具体的には、④遺言者の意思について永続的かつ信頼できる証拠を提供するものであること、⑤遺言者の意思が理解可能な方法で表現されており、裁判所や人格代表者が遺言の有効性に関して訴訟に及ぶことなく、有効に遺言執行できるものであること、⑥電子遺言となる電子書面が最終形態のものであることを確保できること、⑦遺言者が遺言能力を有し、強要や詐欺、錯誤等を受けずに作成したものであることが判別できることが要点となる。

・技術面について特定の電子媒体や電子機器の使用を規定することはしていない。将来の技術発展によって、その都度 UEWA を改訂しなくてよいようにしておくことをねらいとする。

(ii) 電子遺言の方式に関する要件

・UEWA は UPC § 2-502 の証人遺言と公証遺言の方式に倣い、電子遺言の方式を定める。すなわち、①遺言者又は遺言者の物理的な立会いのもとで遺言者の指示により遺言者の名を署名する他者が署名する時点において、文書 (テキスト) として読むことのできる記録であること、及び、②少なくとも2人の証人が、遺言者の物理的 [若しくは電子的] 立会いのもとで、遺言者若しくはそれに代わる者の署名又は遺言者によるそのような署名の承認若しくは遺言書の承認を確認した後、合理的な期間内に遺言書に署名することである。

②に代えて、遺言者が、公証人若しくは法により記録を電子的に公証する権限を有する者の物理的 [又は電子的] 立会いのもとその前で遺言書を承認することによっても、電子遺言を作成することができる。

①の記録を電子遺言とするという遺言者の意思は、外部証拠によって立証することができる (UEWA § 5)。

〈文書 (テキスト) として読むことのできる記録の例〉

コンピュータのプログラム・コード等による記載は遺言として認められない。

音声の録音や映像の録画による遺言も認められない (ただし、録音や録画が、遺言書が遺言者の意思に基づき有効に作成されたことの証拠となることはある)。

音声ファイルのテキスト変換プログラムにより作成された電子文書、タブレットにタッチペンで記載した遺言、パソコンにワードで保存された遺言、携帯電話にテキストで保存された遺言は電子遺言となる。

・電子遺言への署名とは、署名される記録を認証する意図で作成・添付等された有形の象徴 (tangible symbol) 又は電子シンボル若しくはプロセス (electronic symbol or process) を言う (UEWA § 2(5))。いわゆる「デジタル署名」のみを指すのではない。

〈電子署名の例〉

電子遺言に通常のフォントや筆記体でタイプされた署名、署名の電子コピーを貼り付けた署名も、署名であるという意味をもって行われたのであれば、電子遺言の署名の要件を満たす。

技術の発展につれて、さらに他の種類のシンボルやプロセスが使用される可能性も排除しない。

・証人は、遺言者による署名であることを証明する。また、遺言者の意思と遺言の内容に一貫性があるか、遺言の作成に当たり遺言者への不当な干渉等があったか等について証言し、遺言書への署名の重大性に関する遺言者への注意喚起や詐欺、強迫等から遺言者を守る役割も持つ。

・UEWA は、遺言者の面前に物理的に所在することの他、ウェブカメラ等による遠隔での電子的な立会いも認める (UEWA § 5)。

・UEWA は電子遺言についても公証遺言を認める。遺言者が公証人の対面又は電子方式による方法により遺言の認証を受けたときは、たとえ2人の証人による確認がなくとも、当該電子遺言は有効に成立する。

・電子遺言も、作成、証言及び遺言者の承認と証人らの宣誓供述書 (affidavit) をもってする認証による自己証明 (self-proving) を同時に行うことで、自己証明遺言

(self-proving will) とすることができる (UEWA § 8)。

(iii) 方式の欠陥の治癒：無害の手続的瑕疵の法理

・遺言の方式性は遺言者に遺言意思があることを表すための役割を持つ。無害の手続的瑕疵法理は、遺言の方式の厳格な遵守を、直接的に、遺言者の意思に関する証拠によって置き換えるものと言える。

・UEWA は、同法 § 5 の要件を満たさずに作成されたテキストとして読み取り可能な記録につき、当該記録の検認請求者が明白かつ確信を抱くに足る証拠に基づき、死者が当該記録を死者の遺言や遺言の撤回等とする意思を有していたことを立証することを要件として、そのような記録を UEWA § 5 に合致しているものとみなすとする harmless error rule の規定を置く (UEWA § 6 Alternative A)。これは、従来の遺言について無害の手続的瑕疵の法理を定める UPC § 2-503 に沿ったものである。

(iv) 遺言の撤回

・電子遺言は、電子遺言の全部又は一部を撤回することを明示した遺言又は抵触遺言 (これらの遺言は電子遺言に限られない) によって撤回することができる (UEWA § 7)。

・電子遺言の撤回は、物理的行為によってもすることができる (UEWA § 7)。その場合、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったか又は他者に指示をしてこの者が遺言者の物理的立会いのもとでその行為を行ったことが、証拠の優越 (preponderance of the evidence) によって立証されることを要する。

〈物理的行為による撤回の例〉

遺言のプリントアウトに「撤回」と記載すること

遺言の電子ファイルに「撤回」とタイプすること

電子遺言を削除することやパソコンの「ごみ箱」に入れる方法によっても撤回することができる。

第三者機関に保存されている電子遺言について指定された撤回方法があるときは、それによる。

・ただし、電子遺言は複製原本が複数存在しうるため、物理的行為による撤回は確実にはなく、後の遺言により撤回する方法がより適切であるとされる。

遺言に複製原本がある場合、遺言者はその1つについて撤回する意思を持って物理的行為を行うことで、遺言を撤回することができる。そして、遺言者が当該電子遺言を撤回する意思を有していたことは、物理的行為による撤回を主張する者が証明しなければなら

い (UEWA は証拠の優越性基準を採っており、これは明白かつ確信を抱くに足る証拠基準よりも低い基準であって、電子遺言の撤回を意図していた遺言者の意思をより認定しやすいとされている)。

(v) 電子遺言の検認手続：紙の謄本の作成

・電子遺言の検認請求者は、偽証罪の適用の下で電子遺言の紙コピーが電子遺言の完全で真実かつ正確な複製であることを確約して、電子遺言の紙の認証謄本を作成し、裁判所に提出することができる (UEWA§9)。これは、特に各州の検認規則が電子ファイルの提出に対応していない場合に機能する。

(2) 州法における電子遺言制度 (ネバダ州の例)

・UEWA 以前に各州法で独自に電子遺言制度を導入していた州として、ネバダ州、アリゾナ州、フロリダ州、インディアナ州がある。

・ネバダ州は 2001 年に法律を制定し、国内で電子遺言を法制化した最初の州である。その後、2017 年の改正で自己証明電子遺言や適格保管者に関する規定等を追加した。以下では、ネバダ州の電子遺言制度を取り上げる。

(i) 概要

・ネバダ州は、通常の遺言の方式として、2 人以上の証人の立会いを要件とする証人遺言(witnessed will)、自筆遺言(holographic will)とともに、電子署名 (electronic signature) が付されたコンピューターファイル形式の遺言 (電子遺言 (electronic will)) を認める。

・口頭遺言 (nuncupative or oral will) は、特別方式としても認められていない。

(ii) 電子遺言

・電子遺言とは、①電子記録の中で作成及び保存されていること、②日付及び遺言者の電子署名があること、及び③④遺言者の認証特性 (authentication characteristic)、⑤遺言者が電子署名をその面前で (in the presence) 行った電子公証人 (electronic notary public) が遺言者の面前で記載した電子署名及び電子印鑑 (electronic seal)、若しくは⑥遺言者が電子署名をその面前で行った2 人以上の証人が遺言者の面前で記載した電子署名のうちの少なくとも一つがあることを、要件とする。

・2001年法は④の認証特性による方法のみを認めていたが、2017年の改正によって⑥の電子公証人による方法と⑦の2人以上の証人による方法が追加された。

〈③④の認証特性の例〉

指紋、網膜スキャン、音声認証、顔貌認証、ビデオ録画、デジタル化された署名 (digitized signature)、その他その者に固有の特徴を用いた商業的に合理的な認証を言う。

なお、ここに言うデジタル化された署名 (digitized signature) とは、電子的手段によって作成され、生成され又は保存された手書きの署名のグラフィック画像を指す。

・遺言における電子署名とは、記録に署名する意思をもってある者が実行又は採用した電子的な音、象徴 (symbol) 又はプロセスで、当該記録に添付され又は論理的に結合されたものをいう。

電子的 (electronic) とは、電氣的、デジタル的、磁氣的、無線的、光学的、電磁氣的若しくはこれらに類似する機能を有する技術のもの又はそのような技術に関連するものを指す。

・電子文書とは、電子的手段によって作成、生成、送信、通信、受信又は保存される文書を言う。

・電子記録 (electronic record) とは、電子的手段 (electronic means) によって作成、生成、送信、通信、受信又は保存される記録を言う。これには、ブロック・チェーンが含まれるが、それに限定されるものではない。

(iii) 自己証明遺言

・電子遺言を含め、証人の立会いによる証言をもって作成する遺言は、自己証明遺言の方式で行うこともできる。

・自己証明遺言を作成するには、証人が公証人又は公証権限を有するその他の役人の前で、偽証罪の対象となることを承知して署名した宣言書 (declaration) 若しくは宣誓供述書 (affidavit) を遺言書中に記載するか、又は遺言書にこの宣言書若しくは宣誓供述書を添付する。証人は、オーディオ・ビデオ通信手段によって立ち会うこともできる。公証人又は公証権限を有するその他の役人は、電子遺言に関する法的手続のための文書の作成及び裁判所への文書の提出等のために、オーディオ・ビデオ通信等による立会いのもとで行われた署名 (signature) 又は電子署名 (electronic signature) の公証、及び遺言、

遺言補足書 (codicil) 又は遺言信託に関する文書の公証をすることができる。

・電子遺言を自己証明遺言とするには、宣言書又は宣誓供述書は、電子遺言の一部として組み込まれるか、電子遺言に添付されるか、又は電子遺言と論理的に結合された記録であることを要する。これに加えて、電子遺言の電子記録の保管につき適格性を有する保管者 (qualified custodian: 適格保管者) を当該電子遺言において指名していること、及び、電子遺言が認証された紙の原本 (certified paper original) に変換される以前において適格保管者に常に保管されていたことが要件となる。

・電子遺言を作成するのに必ず公証人の公証や証人の認証が必要なわけではなく、遺言者の認証特性 (authentication characteristic) のみでも電子遺言を作成することは可能である。証人の立会いと公証人等による公証が必要なのは、電子遺言を自己証明遺言とする場合であり、自己証明遺言とすることで、後日の裁判所での検認手続において当該電子遺言の有効性が推定される。

(iv) 適格保管者の要件

・遺言者の相続人、電子遺言の受益者又は受遺者は、適格保管者になることができない。

・適格保管者は、電子記録を破壊、改竄又は不正アクセスから保護し電子記録への変更を検知するシステムを一貫して採用し、そのようなシステムに電子遺言の電子記録を保管しなければならない。

・適格保管者は、電子遺言の電子記録に、①電子遺言の作成と同時に撮影された遺言者及び証人の写真又はその他の視覚的記録、②電子遺言の作成と同時にされ遺言者及び証人の身元を証明するための十分な証拠となるドキュメンテーションのコピー、写真、ファクシミリ又はその他の視覚的記録、及び③遺言者、証人、公証人が電子遺言に電子署名をしたときに撮影された遺言者、各証人、公証人の音声及びビデオの録画を保存しなければならない。

・適格保管者によって現在又は過去に保管された電子遺言に関する事項について裁判が起こされた場合、適格保管者は、適格保管者の資格並びに電子遺言書の保存、保管及び提示に関する適格保管者の方針及び慣行に関して、裁判所が要求する情報を提供しなければならない。

・遺言の撤回について、遺言者が電子記録によって遺言を撤回した場合、適格保管者は

電子的撤回を撤回証明書に変換することができる。

・以上の要件を満たすことのできる者が、適格保管者となる。例えば、弁護士が適格保管者として電子遺言を保管するには、上述の保管可能なシステムを備えていることが必要である。また、デジタル保管庫 (digital vault) の提供事業者等も、適格保管者になりうると考えられる。

・電子遺言が適格保管者の管理下に常に置かれていたわけではないという場合、電子遺言を発見した者は、電子遺言の本文並びに、電子遺言が作成された時期、電子遺言が発見された経緯、電子遺言にアクセスした者の身元、電子遺言の保管方法と改竄防止のための措置、電子遺言の変更履歴の有無、認証された紙の原本が電子遺言の真正で、正確かつ完全な有形の表示であることについて、この者が知る限りにおいて記載した宣誓供述書の内容に含む有形の文書を作成することで、電子遺言を認証された紙の原本に変換させることができる。

適格保管者又は電子遺言の発見者が法律の要件を満たして変換した電子遺言の認証された紙の原本は、裁判所の検認手続に供される。電子遺言の認証された紙の原本は有効と推定され、異議が申し立てられない限り、有効性に関するさらなる証明を要することなく検認手続が行われる。

(v) 自己証明遺言の要件を満たさない電子遺言

・電子遺言が自己証明遺言の要件を満たしていない場合でも、電子遺言としての要件を満たしていれば、遺言として成立する。この場合、自己証明遺言と異なり、遺言の執行のために裁判所の検認手続において証人による証言等により当該電子遺言の有効性が証明されることを要する。

・認証特性のみを用いた電子遺言の場合、証人の立会いによって作成された遺言ではないため、自己証明遺言とはならない。遺言者の認証特性が付されていることは、遺言が当該遺言者によって作成されたものであること、遺言者が遺言を作成しそれに従った死後の処理をするという意味を有していたことの証拠の一つとして機能する。ただし、検認手続でそれのみによって遺言が有効と認定されるというものではなく、自己証明されていない、従来の方式による遺言と同様の証明手続を経る（ネバダでは、電子遺言の検認はその認証された紙の原本をもって行われる）。

〈検認における証明手続の例〉

・遺言書が検認のために提出された時点で、遺言書の署名証人の2人以上若しくは全員が死亡している

か、精神的若しくは肉体的に証言することができない状態か、又はその他の理由で証言することができないために、遺言書を法に従って証明することができないと裁判所が判断した場合、裁判所は、遺言書の署名が真正であることについての少なくとも2人の信頼できる利害関係のない者の直接の証言、証言録取書 (deposition) 若しくは宣誓供述書、又は署名が真正であることのその他の十分な証拠に基づいて、遺言の検認を認めることができる。

(vi) 電子遺言の実情

・ネバダ州は2001年に全米で初めて電子遺言を可能とする法律を制定し、2017年の改正で自己証明電子遺言や適格保管者に関する規定等を追加した。また、電子遺言の要件も、改正前は認証特性のみであったところを、認証特性に加えて、電子公証人による遺言への電子署名及び電子印鑑、又は2人以上の証人による遺言への電子署名によっても作成可能とした。

・ただし、電子遺言の保管は、自己証明電子遺言についてのみ適格保管者による保管を要件とし、自己証明遺言ではない電子遺言に関しては特段の保管方法は規定されていない。

・公証人や証人の立会いなしに認証特性を含むことのみで作成された電子遺言は、遺言者の死亡後発見されず、また、偽造や変造の可能性を伴う。しかし、通常の自筆遺言の場合にも同様の問題はあり、遺言の有効性が問題となるときは遺言者死亡後の検認裁判所の検認手続で争われることになる。

・ネバダ州は、2001年の電子遺言の導入後、2009年に、遺言の保管のため州務長官に“Nevada Lockbox” (ネバダ・ロックボックス) を創設・維持する権限を与えて、遺言者がそこに遺言の電子コピー (electronic reproduction of each will. ここに言う遺言には電子遺言以外の方式で作成されたものも含む) をオンラインで登録して必要な時に検索し取り出すことができるようにする措置を設け、当該データ・ボックスを、遺言者によって指名された電子遺言の保管者 (designated custodian) として機能させることを予定していた。しかし、“Nevada Lockbox” は、遺言の他にパスポート、出生証明書、婚姻許可証等の保管にも対象が拡大された上、現実には、医療に関する事前指示書 (advance directive) の登録と後見人指名登録 (Guardianship Nomination Registry) の保管場所としてのみ提供されている (<https://www.nvsos.gov/sos/online-services/nevada-lockbox>)。また、“Nevada Lockbox” の管理・運営において生じた作為又は不作為につき州務長官や職員らは責任を負わないと定められていたことも、2001年法の電子遺言制度の利用しづらさとして指摘されていた。

・デジタル業界からは、文書の保全に関して一定の資格を満たし、遺言者の権利と意向に合致した方法で電子遺言を取り扱うことに合意した保管者の下で作成され保管されている電子遺言につき有効性を推定する規定 (safe harbor provisions) の創設を求める声も出ている。

[参考]

○ 2001 年法の電子遺言の要件

NRS § 133.085 (2017 年改正前) 電子遺言

1 電子遺言は以下の場合、遺言者の遺言となる：

- (a) 電子記録の中で記述され、作成されかつ保管されていること；
- (b) 日付及び遺言者の電子署名を含み、かつ遺言者の少なくとも一つの認証特性を含むこと；及び、
- (c) 以下の方法で作成されかつ保存されていること：
 - (1) 正本 (authoritative copy) が一点のみ存在していること；
 - (2) 正本が、遺言者又は遺言者により電子遺言中で指名された保管者によって保管され管理されていること；
 - (3) 正本について行われた変更が容易に確認可能であること；及び、
 - (4) 正本の複写が、正本ではなく複写であると容易に確認できること

○ 2017 年改正による電子遺言の要件

NRS § 133.085 (2017 年改正後) 電子遺言

1 電子遺言は以下の場合、遺言者の遺言となる：

- (a) 電子記録の中で作成されかつ保管されていること；及び、
- (b) 日付及び遺言者の電子署名を含み、かつ、以下のうちの少なくとも一つを含むこと：
 - (1) 遺言者の認証特性；
 - (2) 遺言者による電子遺言への電子署名に立ち会った電子公証人が遺言者の前で行った当該遺言への電子署名及び電子印鑑；又は、
 - (3) 遺言者による電子遺言への電子署名に立ち会った 2 人以上の証人が遺言者の前で行った当該遺言への電子署名

[資料]

遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書「第 1 章アメリカ」